

犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居に対する適切な対応について

(概要)

(平成26年3月24日 鹿相第47号)

本通達は、犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 犯罪被害者等及びDV被害者への情報提供
- 関係機関との連携

等である。